

第60回清掃運動実施の手引き

1 目 的

「私たちの住む地域の環境美化は私たちの手で」の精神の下、環境美化宣言都市（美 city 富士宮）からごみを一掃することを目的とします。

2 期 間

令和6年4月21日（第3日曜日）を重点日とし、4月20日（土）から24日（水）までの5日間、地域で一斉清掃を行います。

○雨天の場合

清掃運動重点日は、雨天でも清掃センターでごみ及び土砂の受け入れを行います。作業の中止又は延期の判断は、各区で決定してください。なお、作業を中止又は延期をする区は、生活環境課にご連絡ください。

3 清掃運動計画書の提出について

「清掃運動計画書」は、令和6年1月15日（月）から2月29日（木）までの期間に生活環境課にご提出ください。

※提出が遅れる場合は、生活環境課にご連絡ください。

4 清掃センターへの搬入について

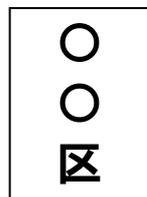
(1) 搬入時間

	ごみ	土砂
20（土）	8：30～12：00	搬入できません
21（日）重点日	8：00～12：00	8：00～12：00
22（月）	8：30～12：00 13：00～15：00	搬入できません
23（火）		
24（水）		

(2) ごみの搬入について

①搬入する際は、運搬車両のフロントガラスの左上部分に、必ず区名の表示をしてください。

※右図参照



②ごみは、可燃物（プラスチック含む）、不燃物、粗大ごみ、かん、びん、ペットボトル、水銀使用製品（蛍光管、水銀体温計、水銀血圧計等）に分別してください。

※投棄されたプラスチックは汚れを含むものが多いため、可燃物として回収します。

テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコンを発見した場合は、清掃センターには搬入せずに、「家電リサイクル法対象家電製品不法投棄報告書」にて生活環境課に報告してください。

③下記の処理困難物は、清掃センターの処理施設前の広場で分別して置いてください。

廃油・塗料・農薬、コンクリートガラ、ガレキ、ガスボンベ、建築廃材、機械部品、消火器、農機具、自動車部品、タイヤ、バッテリー、バイク、アスベスト含有製品（珪藻土マットなど）、フロンガス使用製品（除湿器など）

※清掃運動で回収した処理困難物に限ります。

※清掃運動実施期間外に清掃運動を実施し、回収したごみを清掃センターに搬入する場合は、必ず生活環境課にご連絡ください。

(3) 土砂の搬入について

①道路側溝や河川、用水路などから出る土砂は、混入されているごみを必ず分別してから清掃センターに搬入してください。

②土砂は、袋に入れずにそのまま搬入してください。

※清掃運動期間中は、清掃センター内が大変混雑します。

そのため、運搬車両への随行はご遠慮ください。

※重点日以外の清掃運動で出た土砂については、必ず生活環境課にご連絡ください。

5 用水路断水期間

用水路	断水期間
渋沢	4月15日（月）午前9時～ 22日（月）午前9時
西新堀	
淀師新堀	
野中	4月19日（金）午前9時～ 22日（月）午前9時
黒田	

※断水期間中の火災予防にご協力をお願いします。

6 清掃運動活動中のけがについて

清掃運動活動中に起きたけがについては「富士宮市市民活動災害補償制度」の対象となります。けがをした方がいましたら、区長様を通じて生活環境課にご連絡ください。

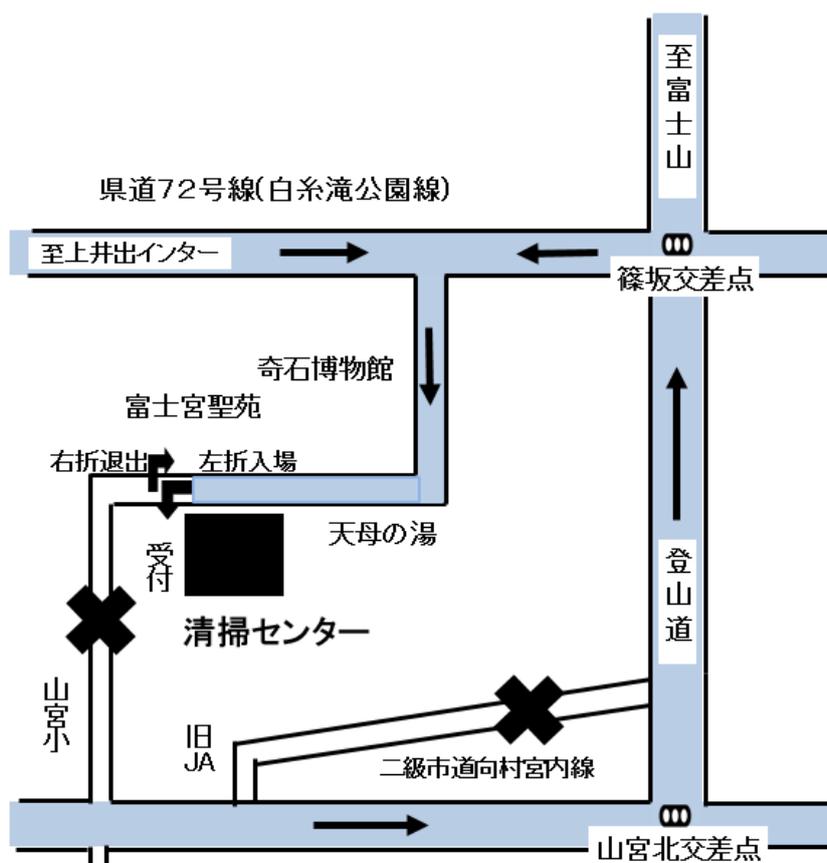
7 その他

(1)清掃運動では、3月中旬に配布予定の清掃運動用ごみ袋をご使用ください。

(2)清掃運動期間中のお問い合わせは、生活環境課までお願いします。

※清掃運動実施期間外の土日は、職員不在のため、翌営業日にご連絡ください。

清掃センター 案内図



県道72号線（白糸滝公園線）をご利用ください。

なお、下記区間の通行はご遠慮願います。

- (1) 山宮小学校脇（天母道）から清掃センターまでの区間
- (2) 旧 JA ふじ伊豆 LA センターから山宮浅間神社までの区間

主 催 富士宮市

協 力 富士宮市環境衛生自治推進協会・富士宮市環境美化推進委員連絡会・富士宮建設業協同組合・富士宮清掃株式会社・有限会社芝川清掃

連 絡 先

富士宮市 環境部 生活環境課（清掃運動本部）

電話：0544-22-1137

090-9184-6878（4月20日～4月24日のみ）

FAX：0544-22-1140

メール：kankyo@city.fujinomiya.lg.jp